

平成29年度熊本県福祉サービス第三者評価調査者養成研修開催要領

1 目的

熊本県福祉サービス第三者評価の評価調査者としての活動を予定している者を対象に、評価業務に必要な知識・技術の習得及び専門的かつ公正・中立な評価の確保を目的に開催する。

2 主催

熊本県

3 期日及び会場

(1) 前期課程（基礎的研修課程）

平成29年9月25日（月）～9月26日（火）〔2日間〕

くまもと県民交流館パレア 9階会議室3

〒860-0808 熊本県熊本市中央区手取本町8-9

(2) 後期課程（演習及び実習研修）

平成29年10月2日（月）、10月4日（水）、10月6日（金）〔3日間〕

くまもと県民交流館パレア 10階会議室7（2日及び6日）

〒860-0808 熊本県熊本市中央区手取本町8-9

※10月4日（水）は実習施設での研修

4 受講対象者

熊本県から認証を受けている評価機関又は熊本県に対し評価機関としての認証申請を予定している法人等において、評価調査者として活動予定の者などで、次の要件のいずれかを満たし、かつ、研修の全ての日程を受講することが可能な者。

(1) 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると県が認める者

(2) 福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると県が認める者

※ 詳細な資格要件は、末尾の受講資格を確認してください。

5 受講定員

20名程度（受講希望者が定員を上回った場合は、調整することがあります。）

6 プログラム

別紙のとおり

7 資料代等

無料（但し、後日各評価機関等へ配付する資料を基に、受講者において準備するもの

とする。)

8 受講手続き

(1) 受講希望者は、次の申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付して郵送で申し込んでください。

① 法人経由で申し込む場合は、別紙申込書（法人経由用）【様式2】及び【様式4】を提出してください。この場合、当該法人は、総括表【様式1】を作成し、併せて提出してください。

② 個人で申し込む場合は、別紙申込書（個人用）【様式3】及び【様式4】を提出してください。

(2) 受講申込者について、受講資格を確認し適当と認めた場合は、研修の7日前までに受講券を送付します。なお、適当と認められない場合は受講できませんのでご注意ください。

(3) 受付期間

平成29年8月1日（火）～9月1日（金）（郵送の場合は当日消印有効）

9 実習について

後期課程の実習は、熊本県内の実習協力施設（事業所）を訪問し、調査実習を行います。実習先は、下記の施設種別を予定しています。

① 高齢者福祉施設

② 児童福祉施設

※ 実習当日は、協力施設に現地集合し、実習終了後に現地解散となる予定です。
なお、実習に係る昼食代及び交通費等諸経費は、各自ご負担いただきます。

10 修了者

規定のカリキュラムを受講し、修了試験に合格した修了者には、評価調査者証を交付します。

11 個人情報の取扱いについて

「参加申込書」に記入された個人情報は、本研修会の運営管理の目的にのみ利用いたします。

なお、本研修会で作成する参加者名簿には、氏名・所属等を記載いたします。

12 問い合わせ先

熊本県健康福祉部長寿社会局社会福祉課指導監査班

TEL:096(333)2196 FAX:096(381)9025

特定非営利活動法人ワークショップ「いふ」

TEL:096(384)6939 FAX:096(383)7262

13 その他

くまもと県民交流館パレアには駐車場がありません。できるだけ公共の交通機関を御利用いただくか、近隣の民間駐車場をご利用ください。

◎ 受講資格

- (1) 「組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると県が認める者」とは次の者をいう。
 - ア 組織運営管理業務を3年以上経験している者
常勤職員が10人以上の法人組織において、法人の運営方針の決定に関与する役職員として3年以上従事している者
 - イ 「組織運営管理業務を3年以上経験している者」と同等の能力を有していると県が認める者
 - (ア) 常勤職員が10人以上の法人組織の役員ではないが、法人組織内で10人以上で構成される部署を統括する監督又は管理の地位にあり、部署の運営方針の決定に関与する業務に3年以上従事している者
 - (イ) 公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士など社会福祉事業の経営を行ううえで必要かつ専門的な知識を有し、当該業務を3年以上経験している者
- (2) 「福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると県が認める者」とは次の者をいう。
 - ア 福祉・医療・保健分野の有資格者
 - (ア) 医師、保健師、看護師・准看護師、社会福祉主事、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、栄養士、理学療法士、作業療法士
 - (イ) (ア) 以外の資格で、県がこれと同等と認める資格
 - イ 福祉・医療・保健分野の学識経験者
大学、短大、専門学校において、福祉、医療、保健分野の教育・研究に従事している者
 - ウ 「福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者」と同等の能力を有していると県が認める者
社会福祉関係の行政に3年以上従事した経験を有する者